

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第49号

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「	名古屋市立平田小学校	名古屋市西区西原町88番地	」
	名古屋市立浮野小学校	名古屋市西区浮野町98番地	」

を

「	名古屋市立ひなた小学校	名古屋市西区浮野町98番地	」
---	-------------	---------------	---

に、

「	名古屋市立橋小学校	名古屋市中区橋一丁目13番12号	」
---	-----------	------------------	---

を

「	名古屋市立橋小学校	名古屋市中区平和一丁目14番30号	」
---	-----------	-------------------	---

に改める。

第2条 名古屋市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「 | 名古屋市立ひなた小学校 | 名古屋市西区浮野町98番地 | 」
を

「 | 名古屋市立ひなた小学校 | 名古屋市西区西原町88番地 | 」
に、

「 | 名古屋市立橋小学校 | 名古屋市中区平和一丁目14番30号 | 」
を

「 | 名古屋市立橋小学校 | 名古屋市中区橋一丁目13番12号 | 」
に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表小学校の表の改正規定のうち名古屋市立平田小学校及び名古屋市立浮野小学校に係る部分は令和9年4月1日から、第2条中別表小学校の表の改正規定のうち名古屋市立橋小学校に係る部分は規則で定める日から、名古屋市立ひなた小学校に係る部分は令和12年4月1日から施行する。